

カンボジア

2021年3月11日ドラフト作成

1. 一般情報.....	1
(1) 人口・地理.....	1
(2) 内政.....	2
2. 人権状況.....	2
3. 関連する政治組織等、政治活動／政府批判（労働運動含む）の取扱い.....	3
(1) 救国党を含む野党および野党メンバーの状況.....	3
(2) インターネット上での政府批判者の取扱い.....	9
(3) 人権活動家の取扱い.....	12
(4) 土地権利活動家の取扱い.....	12
4. ジェンダー、DV および子ども.....	13
5. LGBT.....	13
6. 汚職、非国家主体による犯罪、国家による被害者の保護.....	14
7. 兵役、強制徴集（非国家主体の）（未調査）.....	14
8. 司法制度・刑事手続.....	14
9. 警察・治安部隊（刑務所等の状況含む）.....	15
10. 報道の自由.....	15
11. 宗教の自由（未調査）.....	17
12. 国籍、民族および人種（未調査）.....	17
13. 出入国および移動の自由（未調査）.....	17
14. 国籍／市民権（パスポートを所持していない者の）.....	17

1. 一般情報

(1) 人口・地理

ア 外務省「[カンボジア基礎データ](#)」（2019年7月29日）

4 民族 人口の90%がカンボジア人（クメール人）とされている。

5 言語 カンボジア語

6 宗教 仏教（一部少数民族はイスラム教）

...

9 経済概況

カンボジア経済は2004年から2007年までの4年間、10%を超える高い経済成長を記録した。しかし、サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の影響

を受け、2009年の経済成長率は0.1%まで落ち込んだものの、翌年の2010年には6.1%にまで回復し、2011年以降は7%成長を続けている。経常収支及び財政収支は慢性的に赤字であり、2018年（IMF予測値）では、前者は-10.8%（対GDP比）、後者は-3.5%（対GDP比）と予想されている。堅調な縫製品等の輸出品、建設業、サービス業及び海外直接投資の順調な増加により、今後も安定した経済成長が見込まれている。

(2) 内政

ア ジェトロ・アジア経済研究所／初鹿野直美「[最大野党排除のままの総選挙実施と選挙後の懐柔策：2018年のカンボジア](#)」『アジア動向年報 2019年版』（2019年）

概況

前年に最大野党の救国党が解党されるなど、選挙の正当性に疑義がもたれるなか、7月に第6回国民議会議員選挙（総選挙）が行われ、与党・人民党が125議席を独占するという結果となった。…

第6回国民議会議員選挙

7月29日に行われた第6回国民議会議員選挙（総選挙）は、前年に最大野党の救国党への解党命令が出されたことで、与党・人民党にとって有力な対抗勢力がないなかで行われた。全25選挙区での拘束名簿式比例代表制による直接選挙が行われ、救国党を含まない19野党も参加したが、いずれの野党も議席をとることができず、人民党が全125議席を独占するという一方的な結果に終わった。…

2. 人権状況

ア HRW「[ワールドレポート 2021 - カンボジア](#)」（2021年1月13日）

…政府はこの年、平和的なデモの参加者に対し繰り返し暴力を用い、穏健に意見を述べていたに過ぎない人権活動家、ジャーナリスト、野党議員や一般市民らの身柄を拘束した。本報告書執筆時点で、カンボジア政府は政治的な動機から60人以上を逮捕していた。

イ HRW「[ワールドレポート 2020 - カンボジア](#)」（2020年1月14日）

カンボジアにおいて、人権の尊重は2019年に形骸化した。前年に実施された国民議会選挙において、フン・セン首相率いる与党・人民党〔Cambodian People's Party: CPP〕の意を受けた最高裁が最大野党を解党に追い込んだことで事実上の一党独裁体制が成立し、人民党が下院125議席を独占するに至ったからである。また政治的な動機で逮捕される人の数は増加し、中心に立つ野党議員は勾留されるか、あるいは逮捕を免れるため国外に亡命した。当局は最大野党・カンボジア救国党〔Cambodia National Rescue Party: CNRP〕への関与を非合法化し、救国党の幹部

118人のうち107人に対し向こう5年間の政治活動を禁じた。

3. 関連する政治組織等、政治活動／政府批判（労働運動含む）の取扱い

(1) 救国党を含む野党および野党メンバーの状況

ア ジェトロ・アジア経済研究所／初鹿野直美 [「旧救国党勢力の分断とEBA適用停止問題への対処：2019年のカンボジア」](#)『アジア動向年報 2020年版』（2020年）

概況

2019年は、救国党不在の既成事実化が進み、粛々と経済改革が進められた1年であった。年初、2017年に解党された旧救国党出身者の政治活動が許され始め、一部は新党を結成するなどした。海外に滞在するサム・ランシー旧救国党前党首は11月に帰国を企図するも実現せず、また、支援者らの逮捕が続く、旧救国党勢力の分断が深まった。

…

政党法再改正と救国党勢力分断

2018年末に2017年以来9回目の政党法改正が行われ、2017年11月に救国党の解党と同時に政治活動を禁止された政治家118人に対し、内務省への要請手続きのうえ、国王が最終的な署名を行った者にかぎり、政治活動が容認されることとなった。一方で、サム・ランシー旧救国党前党首を含む海外に滞在する党出身者や彼らを支持する勢力には、その言動に対して逮捕状が発行されたり、有罪判決が出されるなど厳しい措置がとられた。政府・人民党のこのようなやり方は、国内に残って何らかの発言をすることで政策の実現を図っていこうという人たちと、徹底抗戦をすることでより正しい民主化を実現すべきと考える人たちとのあいだに温度差を生じさせ、結果的に旧救国党勢力の分断を加速させている。

政治活動復帰を認められた9人は、新たな政党を立ち上げ、あるいは人民党に参加した。政党法改正後、まっさきに手続きを行ったのは、旧救国党元幹部のコン・コアムとその息子のコン・ボラであった。もう1人の息子コン・モニカは、元々政治活動は行っていなかったが、救国党解党後にクメール意思党を結成して、2018年総選挙にも「救国党の後継者」を名乗って参加していた。コン・コアムはクメール意思党の名誉党首に就き、コン・ボラは人民党に入党した。また、クム・ソカー旧救国党党首の娘で党広報副局長を務めていたクム・モノヴィチアは、具体策のないサム・ランシー前党首への批判を隠さず、「クム・ソカーは有罪判決後に国王から恩赦を受けることを見越している」などの噂を流すサム・ランシー前党首に近い人々を非難していた。

海外に滞在するサム・ランシーは8月、「11月9日に帰国する」と発表した。しかし、11月7日、滞在先のパリにて、カンボジアへの帰国便の経由地となるクアラルンプール行きのマレーシア航空機への搭乗を拒否され、計画は阻止された。フ

ン・セン首相は、ASEAN 各国に対して、サム・ランシーの逮捕状を送り、帰国阻止への協力を要請した。なお、サム・ランシーの帰国を助けようとした国内の旧救国党の活動家たちは相次いで逮捕され、厳しい措置がとられた。…

イ ジェトロ・アジア経済研究所／初鹿野直美「[最大野党排除のままの総選挙実施と選挙後の懐柔策：2018年のカンボジア](#)」『アジア動向年報 2019年版』（2019年）

第6回国議会議員選挙

7月29日に行われた第6回国議会議員選挙（総選挙）は、前年に最大野党の救国党への解党命令が出されたことで、与党・人民党にとって有力な対抗勢力がないなかで行われた。全25選挙区での拘束名簿式比例代表制による直接選挙が行われ、救国党を含まない19野党も参加したが、いずれの野党も議席をとることができず、人民党が全125議席を独占するという一方的な結果に終わった。野党のなかには、旧救国党党員が候補者の6割を占めたクメール意思党（KWP）やクム・ソカー救国党党首の釈放を訴えた草の根民主党（GDP）など、複数の政党が旧救国党の支持層の票の獲得を試みた。しかし、いずれの党も、人材や資金のキャパシティや知名度も不足しており、十分な票は獲れなかった。

救国党勢力は国外から選挙のボイコットを訴えたが、政府は投票推進のキャンペーンを積極的に行い、最終的な投票率は83%を超えた。ただし、救国党支持者で周囲の声に耐えかねて仕方なく投票に赴いたものの投票したい政党がないという人々が、投票用紙に「×」や文言を記入した無効票を大量に投じたことから、無効票は投票総数の8.5%である59万票を超えた（表1）。これにより、さらに野党票は分裂して、結果的には人民党の1人勝ちを後押しした。

なお、前回の2013年総選挙の後、選挙不正があったのではないかと主張した野党・救国党が結果を受け入れず、国民議会議員を約1年ボイコットするという事態があった。2014年7月に国民議会議員が正常化した際の与野党合意により、選挙管理委員会のメンバーを与野党双方から推薦する仕組みに変更したり、投票人名簿の電子登録による見直しが徹底して行われるなどの改革が遂行された。今回は、改革後に初めて実施された国民議会議員選挙であった。

選挙直前までの締め付け

選挙前の上半期は、前年に引き続いて、野党勢力、メディアなどへの締め付けが続いた。選挙キャンペーンおよび投票は平穏に行われたが、それは、自由な発言ができない状況におかれていたが故の静けさであったともいえる。

…刑法と同時に憲法改正も行われ、団体・政党を結成する際には、直接的にも間接的にも国益・国民の利益を損ねてはならない（憲法新42条）、個人が国益や国民の利益を損なうことを禁じる（憲法新49条）、内政に関して他国からの介入を一切受けない（憲法新53条）といった事項が盛り込まれた。これらは、2017

年にクム・ソカー救国党党首が海外勢力と手を組んで政府転覆を企図したという疑いで逮捕されたことを踏まえた文言であり、「国益や国民の利益への影響」が恣意的に解釈される事態は想像に難くない。なお、同時に、選挙法によって選挙権・被選挙権に制限を課しうること（憲法新 34 条）、（国民議会の承認が必要となる）内閣メンバーを首相、副首相、上級大臣、国务大臣とすること（憲法新 118 条）という変更も行われた。刑法および憲法の改正法は、2月27日に不在の国王に代わってサイ・チュム上院議長によって署名され発効した。

...

選挙後に始まった野党勢力との「対話」

選挙が終了すると、政府は少しずつ、野党や政府に批判的な勢力への対応を柔軟化させていった。まず、選挙前に逮捕されていた野党関係者や活動家などが8～9月に釈放された。2016年8月の抗議活動中に逮捕された土地問題活動家のテープ・ヴァニー氏、2017年11月に海外機関に国の安寧を害するような情報を提供していたとして逮捕された元 RFA 記者2人、2017年2月にカエム・ライ氏暗殺事件の背後に人民党がいるという発言がきっかけとなって逮捕された政治評論家のキム・ソック氏、2014年に行った集会で生じた暴力事件で逮捕されていた旧救国党党员14人、2016年のクム・ソカー救国党副党首の女性スキャンダル騒動に関連して収賄の疑いで逮捕されていた NGO の ADHOC 関係者5人等が、相次いで恩赦により釈放された。9月10日には、1年前に逮捕されたクム・ソカー救国党党首が、裁判所の監視付きながら自宅に戻ることを許された。

...

ウ AI [「カンボジア：集団裁判で野党政治家と支持者 150 人が投獄に直面 \(Cambodia: 150 opposition politicians and supporters face jail in mass trials\)」](#) (2021年1月14日)

アムネスティ・インターナショナルによると、プノンペン市裁判所は、1月14日、22日、29日と3月4日の4日間で、政治的動機に基づく事件のうち約150人の救国党関係者を被告とする6件について公判を開くことがわかった。被告には政治家や活動家、支持者のほか、サム・ランシー [Sam Rainsy]、ムー・ソクア [Mu Sochua]、ホ・ヴァン [Ho Vann]、エン・チャイエアン [Eng Chhai Eang] ら救国党幹部が含まれた。複数の救国党党员が6件のうち2件以上において起訴されている。

かけられる容疑は事件によって異なり「叛逆」、「犯罪等の実行の扇動」、「兵士の不服従の扇動」、「壊乱」がそれぞれ刑法第453条、494条および495条、471条、451条に規定されている。これらの容疑の多くが、国外逃亡中の救国党幹部が2019年11月の帰国を宣言したことと関係している。「壊乱」で有罪判決を受けた場合、最長で禁錮30年の刑に処せられることになる。

2017年以降、救国党は、カンボジア当局がクーデターに位置づけるいわゆる「カ

ラー革命」を米国と共謀として企図しているとして、政治的な動機で非難されてきた。このような非難は、2017年11月に最高裁判所が救国党の解党を専断したことの根拠となったが、アムネスティ・インターナショナルは「あからさまな政治弾圧」と訴え、集会の自由が著しく損なわれていると非難した。

以来、救国党の活動家や支持者ら数百人が恣意的に逮捕、勾留または政治的動機に基づく容疑で起訴されてきた。この間、多数の活動家が何者かに襲撃され負傷したが、今日に至るまでまともな捜査は実施されていない。

…

エ HRW「ワールドレポート 2021 - カンボジア」（2021年1月13日）

野党議員ならびに支持者の逮捕と嫌がらせ

フン・セン首相は依然として野党の活動家に対する圧力を強めてきた。6月、首相はカンボジア救国党（CNRP）が「混乱を招く」ために新型コロナウイルスの流行を利用しようとしていると主張し、救国党のサム・ランシー元党首が小口資金の返済が困難である借主について、債務者に返済するために土地や住宅を売る必要まではないはずであると主張した声明を示唆した。フン・セン首相は「何か動きを起こせば、逮捕する」と繰り返し発言し、救国党の活動家を抑圧した。

執筆時点で、30人を超える野党の活動家が収監されてきた。2019年11月に仮釈放が認められた78人の活動家が新たに係争中となり、再逮捕の可能性がいつでも起こり得る状況である。救国党の幹部については、カンボジアに帰国したと同時に逮捕される恐れがあることから、その大多数が依然として国外逃亡中である。

救国党のクム・ソカー党首は2019年11月以降の政府による自宅軟禁から解放されたものの、でっちあげられた反逆罪によって継続的に嫌疑をかけられた。2020年3月中旬、当局はソカー党首の公判が無期限に延期されることを発表した。7月20日、プノンペン市裁判所は氏に対し保釈条件に抵触しないように、とりわけ政治活動の禁止を遵守するよう警告した。

オ 米国国務省「人権状況報告 2019年 - カンボジア」（2020年1月14日）

D. 恣意的な逮捕あるいは拘留

恣意的な逮捕および勾留は法律で禁じられており、事実審前勾留は最長18か月と規定されているにもかかわらず政府は必ずしもこれらの禁止・制限事項を遵守してこなかった。救国党のクム・ソカー元党首が法で定められた期間を大幅に超えて恣意的に勾留されたことは、その重要な事例である。11月に政府が司法規制を部分的に緩和するまで、同氏は事実審前勾留で26か月間拘束されていた。同氏は自宅軟禁からは事実上解放されたが、海外渡航や政治活動を禁じられているうえ、同氏に対する反逆罪の容疑は残っているため裁判所の監視下に置かれ続けている。

B. 平和的集会と結社の自由

…

平和的集会の自由

平和的集会の自由は憲法で保障されているにもかかわらず、政府は必ずしもこの権利を尊重してこなかった。

10月時点で、主に非公式の会食への参加を理由に150人を超える救国党の党員が身柄拘束され、あるいは尋問のため裁判所から出頭を命じられた。複数のNGO団体によれば、政府は尋問中、救国党の解党および活動禁止を命じた2017年の最高裁判決を無視したとしてこれらの野党政治家らを非難した。

第3項 政治過程に参画する自由

憲法において、市民には無償かつ公正で定期的な選挙を経て、自らの政府を選ぶ権利が付与されている。しかし法律においては、政党を解党させて特定の個人が党の幹部につくことを禁じるほか、その個人の政治活動を広く禁じる権限が政府に認められている。さらに、法律では政党が有罪判決を受けた人物が提供する如何なる音源、映像、資料も使用することを禁じている。

10月時点で、2017年から2022年までの政治活動を禁じられた救国党の党員118人のうち僅か9人が、政治参加の権利回復の訴えを認められている。現地の専門家や野党党員はこの「復権」が認められる経緯は恣意的であり、政治活動を禁じられた後に権利を回復した政治家には不正行為を働いたという虚偽の印象が植え付けられることになるため、現首相が政敵を自ら選んでいるようなものであると指摘する。政治活動の禁止は、2017年の最高裁決定に端を発する。これについて、救国党の活動を禁じる決定は党首が如何なる有罪判決も受けていない段階でそのリーダーが「叛逆」罪を犯したと糾弾するなど、特定の政治的立場に偏ったものであるとして多数のオブザーバーが非難してきた。救国党の解党に続き、選挙で選ばれた政治家5,007人が職を解かれ、与党人民党の政治家と交代することが決定した。結果として人民党は現在、区・市議会から国会に至るまであらゆるレベルの政府機関を掌握している。

…

カ [HRW「ワールドレポート2020 - カンボジア」](#)（2020年1月14日）

2019年11月中旬、政府は政治的動機に基づく犯罪の容疑で90人あまりを事実審前勾留に置くか、あるいは収監した。2018年に実施された選挙に対する国際的な批判をかわすため、フン・セン首相が政治犯16人に対して王室の恩赦を依頼した一方で、平和的なデモは2019年にも継続して弾圧され、同年に新たに人権活動家や反体制活動家らが告訴され収監された。

...

反体制派に対する攻撃

2019年1月6日、政党法改正により、当初拘束されていた救国党の政治家118人のなかで政治的権利を回復させる人物を決定する裁量がフン・セン首相に全面的に委任されることが決定した。改正により、政治活動を禁じられた個人の権利回復は、その個人がフン・セン首相もしくはソー・ケーン内務大臣に申し立てを行ったうえで国王に承認された場合にのみ可能であるとされる。救国党議員の大半は、彼等が主張するように特定の政治色が強く恣意的である復権のために屈することを拒否したため、これを申請した者は12人に満たなかった。

2019年11月10日、捜査判事は救国党のケム・ソカー党首について、同氏が政治活動と海外渡航を慎み、かつ彼に対する（虚偽の）国家反逆罪に関する捜査に引き続き協力するという条件のもとで政府による厳重な監視、つまり自宅軟禁を解除することを決定した。同氏は恣意的な勾留により2年以上拘束されており、国家反逆罪で有罪判決を受けた場合は最長で禁錮30年の刑に処されることになる。

2019年3月12日、裁判所は2018年7月の国民議会選挙を前に国外に逃亡した救国党の幹部—サム・ランシー [Sam Rainsy]、ムー・ソクア [Mu Sochua]、オウ・チャンリツ [Ou Chanrith]、エン・チャイエアン [Eng Chhai Eang]、メン・ソタヴァリン [Men Sothavarin]、ロン・リイ [Long Ry]、トブ・バン・チャン [Tob Van Chan]、ホ・ヴァン [Vann.] の8氏に対して「反逆の共謀」および「犯罪等の実行の扇動」の容疑で逮捕状を発行し、9月26日にプノンペンの裁判所が同容疑で起訴した。

2019年1月から5月にかけて、カンボジア当局は救国党の議員や支持者らに147を超える裁判所と警察による任意の召喚状を発行した。複数の人権団体によれば、これらの召喚状は適法性に欠けており、召喚された人物が救国党の解党を命じた最高裁の決定を侵害した可能性があるという申し立てに触れるだけの不明瞭な内容であった。8月から11月にかけて、個別にでっち上げられた容疑を根拠に当局は60人を超える野党議員と支持者らを逮捕あるいは勾留し、100件以上を起訴した。8月16日、国外逃亡中の救国党サム・ランシー現党首が11月9日の帰国を宣言した。しかし、陸路の国境を遮断しASEAN諸国政府に同氏の逮捕状を手配させるなど、フン・セン首相の厳格な措置により救国党の幹部は帰国が困難となった。明らかな人権侵害である。

2019年1月16日、警察は政治活動を禁じた救国党議員の一人、コン・メアス [Kong Meas] 氏を逮捕した。同氏はEUがカンボジア産のコメに関税を課そうとしているとFacebookに投稿し、10月18日、プノンペンの裁判所により犯罪等の実行を扇動した罪で禁錮18カ月を言い渡された。

2019年4月18日、救国党に所属する政治家でコンボンチャム州の元コミュニケーション会議議員を父に持つティツ・ローン [Tith Rorn] が警察の勾留中に死亡した。遺体には痣が確認できたため、殴打されたことが推測された。警察は、時効を迎えていたにもかかわらず4月15日に13歳に対する暴行容疑で同氏を逮捕していた。カ

ンボジア当局は監房のトイレで同氏が倒れたのだと弁明したが、事件についてまともな捜査は実施されなかった。

(2) インターネット上での政府批判者の取扱い

ア [HRW「ワールドレポート 2021 - カンボジア」](#)（2021年1月13日）

人権活動家に対する攻撃

…

1月から4月にかけて、当局は新型コロナウイルスの流行について Facebook で投稿した者のうち、14歳の少女を含む少なくとも30人の身柄を拘束し、事情聴取した。政府はこれらの投稿内容を「フェイクニュースの拡散」と断定した。野党カンボジア救国党の関係者12人と他4人が刑事告訴され、うち14人が事実審前勾留となり2人が仮釈放を認められた。逮捕後に釈放された者は、今後同様の投稿をしないために「更生」を誓約する書類に署名することが義務付けられた。

イ [米国國務省「人権状況報告 2019年 - カンボジア」](#)（2020年1月14日）

政治囚と被拘禁者

現地の人権 NGO 団体によれば、10月時点で当局は政治的な動機で少なくとも65人を逮捕あるいは勾留しているとみられる。彼らは「叛逆の共謀」あるいは「壊乱」の容疑で起訴され、一般市民については最長で禁錮10年に処される（公務員は10年以上の禁錮刑を処される場合がある）。これらの容疑は、野党救国党のサム・ランシー党首が逃亡先より帰国した場合に合わせて大衆デモを企図したことや、同氏あるいは救国党を支持する内容を SNS 上に投稿したことに対する告訴が根拠となっていた。新たに48人が同様の容疑で書類送検されたが、起訴には至らなかった。上記の容疑は、それまで政治的動機により収監されてきた人々に対する「扇動」の容疑が最長で2年の禁錮刑であるのに対し、これを厳格にしたものであると複数の NGO 団体が警鐘を鳴らしている。

11月10日、政府はケム・ソカーの厳重な監視を部分的に緩め、事実上の自宅軟禁から同氏を解放した。2017年に国家反逆罪で起訴されたことを受け、同氏は法で定められた最長18カ月という期間を8カ月超越する26カ月間にわたって事実審前勾留で拘束された後、ようやく自宅からの外出を認められた。しかし、11月時点でソカーは自身の政治的権利の行使と海外渡航を未だ認められていない。同氏に対する国家訴訟は、海外の専門家の助言に基づく救国党の草の根活動についてオーストラリアで聴衆に向けて演説した2013年の映像が争点となっている。政府は、映像はソカーが「カラー革命」を扇動する策略について、外国から指導を受けたことを彼自身が「自白」しているに等しいと批判する。法律の専門家の伝えるところによると、これについて政府は現在のところそれ以上追及していない。2018年9月、政府はソカーを刑務所から移送して事実上の自宅軟禁に置いたが、カンボジアの国内法に「自宅軟禁」を規定する根拠はなかった。当局は同氏が救国党幹

部、ジャーナリストや外国からの訪問者と密会したり、政治活動や集会に参加することがないように自宅から約3ブロック圏内より外に出られないようにした。

…

A. メディアを含む表現の自由

…

2018年2月に不敬罪が新たに成立し、これまでに少なくとも3人が逮捕された。1月9日、イイン・コルサ [Ieng Cholsa] は国王に対する侮辱と見做される投稿を Facebook 上に複数投稿した容疑で禁錮3年を言い渡された。また、政府は名誉棄損で刑事告訴することで敵対的な人物を訴追してきた。9月、国外逃亡中の救国党サム・ランシー元党首は、国王を人質にとり裏で操ろうとしているとフン・セン首相を批判したことで名誉棄損と犯罪等の実行を扇動した容疑で起訴された。

…

インターネット利用の自由

政府機関がネット上のやり取りを監視しているという信憑性の高い報告があがっている。

電気通信法は市民社会や人権活動家に広く批判され、政府に対して遠隔通信でネット上の自由な議論ややり取りを監視する権限を法的に与えていることが指摘された。同法により、政府はすべての携帯電話の会話、テキスト・メッセージ、メール、SNS 上の活動、個人間のやり取りを持ち主の自覚や同意なく監視する権限を有する。携帯電話で交わされるやり取りのなかで、政府が国家の安全を脅かしかねないと判断した意見を述べた者は最長で15年の禁錮刑に処される。

政府は「国防、国家の安全、他国との国家間関係、経済、社会秩序、差別、国民文化ならびに伝統文化を損なわせるような混乱を社会にもたらすような」情報を発信する SNS 上のページやウェブサイトを開鎖する権限を有する。実際に2018年国民議会選挙の3日前、政府は現地の電気通信企業に Voice of America in Khmer、RFA Khmer、Voice of Democracy など複数の独立系ニュースサイトをブロックするよう命じている。

閣僚評議会の広報および即応部隊に属する「サーバー戦争班」は、報道機関や SNS における「虚偽の」情報を監視し対処する任務を負う。首相は、彼の指揮下でコンピュータの専門家は1.5メートル圏内で Facebook 上に中傷的な投稿をした人物の携帯電話を4分以内に特定できると警告した。

ウ [HRW「ワールドレポート2020 - カンボジア」](#) (2020年1月14日)

人権活動家に対する抑圧

新たに成立した一連の抑圧的な法律や既存法の改正—政党法、結社および NGO に関する法、労働組合法の改正や刑法における不敬罪の新設など—は表現の自由、平和的集会の自由、また結社の自由を著しく規制するものである。

2018年12月、裁判所は労働組合の著名な指導者6人を明確な根拠なく暴行罪と器物損壊罪で起訴し、8か月から4年半に及ぶ懲役刑と被害者に対する損害賠償3,500万リエル（8,600米ドル）の支払いを命じた。しかし2019年5月、EBA協定の見直しに伴うEUからの事実調査団が到着する直前に控訴裁判所は有罪判決を覆した、

…

2018年に不敬罪が成立して以来、この法に基づきこれまで3人が有罪判決を受けて収監され、4人目は本報告書執筆時点で事実審前勾留中である。これら全てが、個人が政府あるいは国王に対する批判的見解をFacebookに投稿したことや他人の投稿をFacebook上でシェアしたことと関係している。

2019年7月、青年活動家であるコン・ラヤ〔Kong Raya〕とソウンニアポーン〔Soung Neakpoan〕は、殺害された著名な政治評論家ケム・レイ〔Kem Ley〕の3周忌にプノンペンで開催された追悼式典に参列したことを受けて当局に拘留された。11月、最高裁判所はラヤの保釈請求を却下し、当局は両氏を「犯罪等の実行を扇動」した容疑で起訴した。当局はまた、殺害されたレイを悼んだことを理由に7人を拘束し、国内で開催された追悼式を妨害したり中止させたりした。

エ ジェトロ・アジア経済研究所／初鹿野直美「[最大野党排除のままの総選挙実施と選挙後の懐柔策：2018年のカンボジア](#)」『アジア動向年報 2019年版』（2019年）

選挙直前までの締め付け

選挙前の上半期は、前年に引き続いて、野党勢力、メディアなどへの締め付けが続いた。選挙キャンペーンおよび投票は平穏に行われたが、それは、自由な発言ができない状況におかれていたが故の静けさであったともいえる。

2月には、刑法437条が改正され、国王を侮蔑する発言をした場合に、最大で禁錮5年および1000万リエル（約2500ドル）の罰金を科すことになる不敬罪が新設された。これにより、ソーシャル・メディアでの投稿が国王を侮蔑したものであるとして、一般市民が逮捕されるケースが2件確認された。…

さらに5月28日には、政府は、国防、治安、他国との関係、国の経済、公序を揺るがしたり、差別を広めたり、文化や伝統を貶めるような情報を拡散することを禁じるとして、ウェブサイトおよびソーシャルメディアを通じた発信の管理に関する省庁間布告（第170号）を発表した。このなかで、情報省、内務省、郵便・電信省は共同で、インターネット接続事業者への管理を強化して監視を行うとともに、違法なコンテンツをブロックしうることを規定した。なお、総選挙投票日前日から翌日（7月28～30日朝）にかけて、ラジオ・フリー・アジア（RFA）、ボイス・オブ・アメリカ（VOA）などの政府に比較的批判的な立場をとるメディア17社のウェブサイトへのアクセスがブロックされた。

(3) 人権活動家の取扱い

ア HRW「[ワールドレポート 2021 - カンボジア](#)」（2021年1月13日）

人権活動家に対する抑圧

当局は青年活動家らによる抗議活動を禁止し、8月から10月にかけて「犯罪等の実行を扇動」したとする虚偽の容疑で12人の活動家を勾留し起訴した。容疑は、勾留中の労働組合会長ロン・チュン〔Rong Chhun〕を含む、政治的動機に基づき拘束された者の釈放を求める抗議活動を実施したことが背景にある。勾留中の反体制活動家の釈放を求める親族らによる平和的デモは、多くの場合でプノンペン市の治安部隊や私服警官による過剰な武力行使により抑え込まれた。

環境活動は、カンボジアにおいては依然として危険な行為である。3月、クラチェ州でのThink Biotech社による違法伐採の実態を調査したことに対し、プレイ・ラング・コミュニティ・ネットワークの活動家や著名な環境問題専門家オーチ・レン〔Ouch Leng〕を含む環境活動家4人が当局により逮捕された。当該企業は活動家らを夜通し拘禁してうち一人に頭部からの出血を伴う怪我を負わせ、翌日事情聴取のため警察に身柄を引き渡した。当局は2日後に活動家らを解放したが、彼らに対する刑事捜査は継続されるとした。現時点ではいかなる容疑もかけられていない、

...

(4) 土地権利活動家の取扱い

ア 米国国務省「[人権状況報告 2019年 - カンボジア](#)」（2020年1月14日）

A. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

10月時点で、2018年3月にクラチェ州で発生した、10年前に所有地をゴム農園に転換されたことに抗議する人々に治安部隊が発砲した事件をめぐり、容疑者は未だ逮捕されていない。複数の報道機関によれば、2人から6人の死者と40人の負傷者が発生した。事件発生直後、政府は現地メディアに報道内容を「正す」ように指示していた。NGO4団体と国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）は事件発生現場を視察する調査委員会を設立した。調査によれば、事件の経緯はゴム農園を所有する企業が土地を区切って占有し、翌日150人の兵士、憲兵、そして警察が村人の住居に火を放ったことに始まる。放火を直ちにやめさせるため、村人は主要道路の通行を妨害せざるを得なかった。OHCHRの報告書は、治安部隊は村人を道路から退かせるために発砲したとみている。OHCHRはまた、治安部隊が銃撃戦の現場となる場所を封鎖したために死傷者の正確な数は不明であるとの見解を明らかにしている。

イ HRW「[ワールドレポート 2020 - カンボジア](#)」（2020年1月14日）

2019年1月20日、土地権利運動家サン・モエウン〔Sum Moeun〕はプレア・ヴ

イヒア州で兵士らに身柄を確保され、クーレン・プロムテップ野生生物保護区で拘禁された。当局は翌日の朝から同氏の話がつかめなくなっていたが、2か月後に保護区から脱走し身を潜めていた同氏が姿を現し、再逮捕を免れる文書を要求した。同氏の子息を含む14人の村人が国有林における違法伐採の容疑で逮捕され起訴された。うち4人については起訴が取り消され、他10人は6月から7月にかけて処分保留で保釈された。再逮捕はされていない一方で、モエウンに対する他14人と同様の容疑に基づく公判が10月から開始した。

4. ジェンダー、DV および子ども

ア 米国国務省「[人権状況報告 2019年 - カンボジア](#)」（2020年1月14日）

<原文>

女性

強姦と家庭内暴力：強姦と家庭内暴力はこれまで深刻な問題であった。強姦や攻撃は犯罪であり、強姦は5年から30年の禁錮刑に処される可能性がある。配偶者間の強姦については刑法において明文化されていないものの、行為そのものは「強姦」「致傷」「性的攻撃」などの文脈で起訴が可能である。しかし、刑法あるいは家庭内暴力に関する法の下で、配偶者間の強姦が実際に起訴された例は稀である。法の下で家庭内暴力は犯罪とされるが、詳細な罰則については規定されていない。他方、刑法では1年から15年の禁錮刑に処されるとしている。

強姦と家庭内暴力は報復措置や社会的批判への恐怖、裁判への不信感から表面化しないことがしばしばあった。これらの報告件数が少ない理由は、裁判所職員のなかで女性の占める割合が裁判員の14%、訴追者の12%、弁護士の20%と非常に少ないこととも密接に関係している。複数のNGO団体によれば、当局は家庭内問題から距離を置くために、家庭内暴力に関する法を正當に施行してこなかった。

...

5. LGBT

ア 米国国務省「[人権状況報告 2019年 - カンボジア](#)」（2020年1月14日）

暴力、差別、また性的指向及び性自認に基づくその他の嫌がらせ

合意の上での同性間の性行為を犯罪とする法律やレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）の人々に対する差別的見解はみられないが、とりわけ農村地域において社会的差別が残存している。

多くの場合でLGBTIの人々は差別や排除により雇用の機会が限定され、また時としてエンターテインメント業界や性産業に従事していることに対し侮蔑や嫌がらせの対象となってきた。

現地のあるLGBTI人権団体の報告によれば、家族の構成員による家庭内暴力などLGBTIの人々に対する暴力や嫌がらせが発生している。しかし不名誉の意識や

脅迫により、このような事件が過少報告されている可能性がある。

6. 汚職、非国家主体による犯罪、国家による被害者の保護

ア ジェトロ・アジア経済研究所／初鹿野直美 [「旧救国党勢力の分断と EBA 適用停止問題への対処：2019 年のカンボジア」](#) 『アジア動向年報 2020 年版』（2020 年）

公的セクターでの不正撲滅に向けた動き

政府は、公的セクターでの不正撲滅のため、政府高官や財閥に近い人たちに対しても例外のない摘発を進め、彼らの行動を正すための取り組みを行い、人びとのあいだに広まる根強い不信感の払拭を試みた。

2月23日、国内最大の財閥のひとつであるロイヤル・グループのキット・メン代表の兄であるキット・ティアンが経営するプノンペン最大のナイトクラブの「ロック」(Rock) が薬物取引の場となっていたことにより摘発された。現場では300人以上が逮捕され、50キログラム以上の薬物が押収された。キット・メンの関与は認められなかったが、3月11日にキット・ティアンが逮捕され、ロックは閉鎖された。

8月、フン・セン首相は、軍・警察高官らが国のポストと私人に付与される爵位「オクニャー」の両方を保持している場合、公的権力と私的権威を利用した不正を防ぐためにどちらかを捨てるように要求した。オクニャーは、50万ドル以上の寄付を行い国の発展に寄与した人たちに与えられる。この爵位を持つことで得られる威光は大きく、軍や警察の高官がこの位をあわせもつことで権力を濫用することが問題視されてきた。過去2年間、違法な森林伐採や土地収奪など、天然資源をめぐる犯罪などで12人のオクニャーが逮捕されている。首相の要求を受けて、9月以降12月までに国家警察副長官らを含む150人以上の軍・警察高官らが爵位を捨てることを選んだ。

イ 米国国務省 [「人権状況報告 2019 年 - カンボジア」](#) (2020 年 1 月 14 日)

不処罰の文化は依然として常態化している。警察を含む政府高官が処罰を受けないまま暴力行為に及んだという信憑性の高い報告が上がっており、政府は大抵の場合ほとんどあるいは全く責任を追及してこなかった。特に政府高官やその家族は、ほとんどの場合で起訴を免除された。

7. 兵役、強制徴集（非国家主体の）（未調査）

8. 司法制度・刑事手続

ア 米国国務省 [「人権状況報告 2019 年 - カンボジア」](#) (2020 年 1 月 14 日)

逮捕の手続き及び被勾留者の処遇

法律では、犯罪を実行している最中に容疑者を拘束する場合を除き、個人の逮捕に先立って捜査判事に逮捕状を請求し発行しなければならないことを定めている。また、週末と祝日を除き、警察は個人の身柄を48時間まで拘束し取り調べる権限を持ち、それまでに容疑者を送検もしくは釈放しなければならない。ただし法で規定されている重罪に関しては、例外的に訴追者の承認のもとで警察は容疑者をさらに24時間勾留する場合がある。このように上限が規定されているにもかかわらず、当局は送検前に上限を超えて個人を勾留することが常態化していた。

9. 警察・治安部隊（刑務所等の状況含む）

ア 米国国務省「[人権状況報告 2019年 - カンボジア](#)」（2020年1月14日）

刑務所並びに収容所の環境

刑務所の環境は依然として劣悪であり、多くの場合で生命を脅かすものであった。

健康状態：過密は問題である。内務省の刑務所総局(GDP)によれば、2017年に当局は収容可能人数が1万1,000人である29の刑務所に2万6,000人以上を収監あるいは収容した。

…

現地のNGOは、多くの場合で食糧やその他の必需品の割当量が不十分であったこと、そして当局が被収容者に割り当てた食糧が不十分であることが栄養失調や疫病を深刻化させたと主張した。

10. 報道の自由

ア [HRW「ワールドレポート 2020 - カンボジア](#)」（2020年1月14日）

報道の自由

政府は独立系報道機関や批判的なジャーナリストを標的に、報道の自由を激しく抑圧してきた。2020年上半期、政府は独立系報道機関TVFB、Rithysenのラジオ局とオンライン上ニュースサイト、そしてCKV TV Onlineの放送免許をはく奪した。Cheat Khmer新聞の発行ライセンスは、6月に経営者のロス・ソケット〔Ros Sokhet〕が政治的動機に基づいて逮捕されて以来、その剥奪が検討中である。

でっち上げのスパイ容疑により際限のない取り調べの対象となっていたRadia Free Asiaのジャーナリストのイアン・ソザリン〔Yeang Sothearin〕とウオン・チン〔Uon Chhin〕の両氏について、2019年10月に裁判所は証拠不十分と判断した。にもかかわらず、裁判所は詳細な説明もないまま訴えの棄却を拒否した。1月と10月、プノンペン控訴裁判所と最高裁判所はそれぞれ棄却請求を却下し、取り調べの継続を認めた。両氏は1年近くに及ぶ恣意的な事実審前勾留の後に保釈された

が、国外渡航を禁じられている。

ソー・ケーン内務大臣は3月、新型コロナウイルスに関する誤情報を「混乱を招く」ことを目的に拡散した者には法的措置を講じると警告した。4月、新型コロナウイルスの経済的影響に関するフン・セン首相の演説の一部を抜粋し「犯罪等を扇動した」容疑で、当局はTVFBのレポーター兼ディレクターであるソバン・リツイ〔Sovann Rithy〕を逮捕、勾留した。当局は氏の事実審前勾留を命じた後、10月5日に18か月の禁錮刑で有罪判決に処した一事実審前拘留中の期間は差し引かれたうえで、勾留可能上限までの期間は保留とされた。本報告書作成時点で、当局はこれまで3人のジャーナリスト、ソク・オウドム〔Sok Oudom〕、ロス・ソケット、ラス・ロト・モニー〔Rath Rott Mony〕らを勾留してきた。モニーは現在、扇動の容疑で2年間の懲役刑に服している。

イ 米国国務省「[人権状況報告 2019年 - カンボジア](#)」（2020年1月14日）

A. 報道の自由を含む、表現の自由

...

オンライン・メディアを含むマスコミとメディア：政府、軍隊と与党は新聞や放送メディアを占有するか、あるいは影響力を保持し続けたため、完全に偏っていない情報源はほとんど存在しなかった。親人民党の3大新聞は、政治的動機に基づく行動や人権侵害について政府を批判することはなかった。2017年、政府は20の州において32のFMラジオ周波数を遮断し、独立した報道を行ってきたRadio Free Asia (RFA)、Voice of America、the Voice of Democracyなどのラジオ局の中継を妨害した。

2018年9月の選挙に向けて5月に公開された国家選挙管理委員会（NEC）の選挙規範では、投票所付近で投票者に取材した記者や政治的安定を乱しかねない、あるいは選挙について市民に不信感をもたらすような報道を行った記者については最大で3,000万リエル（7,500米ドル）を科すと規定された。

ウ HRW「[ワールドレポート 2020 - カンボジア](#)」（2020年1月14日）

報道の自由

カンボジア政府は2019年にも報道の自由を激しく抑圧してきた。この年、Voice of Democracy と Voice of America が英語とクメール語で独自のネットニュースを配信してきた一方で、現存する独立系新聞や報道機関は閉鎖されたままであるか、あるいは政府の意を受けた経営者に買収された。SNS もまた政府による監視や妨害にさらされ、2018年に成立した「ウェブサイト及びソーシャルメディアに関するオンライン上の情報統制」と題された法令により態勢が強化した。当該法令により、オンライン・メディアへの干渉と政府の検閲が容認される。

カンボジア当局は政治的動機に基づき起訴された2人のRadio Free Asia (RSA)

のジャーナリスト、イアン・ソザリン [Yeang Sothearin] とウオン・チン [Uon Chin] を 2019 年になって起訴した。両氏は 2017 年 11 月、政府が RFA カンボジア支局を強制的に閉鎖したにもかかわらず RFA のもとで報道を続けたとするでっち上げのスパイ容疑で身柄を拘束された。有罪判決を取るのに証拠が十分でないとの判断に基づき、プノンペンの裁判所は 10 月 3 日に本件の再捜査を捜査判事に依頼することを決定した。

2019 年 1 月 11 日、フン・セン首相がサイバーセキュリティ法案と「フェイクニュース」法案を国会に再提出したことを発表したことを受けて、表現の自由のさらなる抑圧や市民社会集団、野党、独立系メディアなどへの監視強化が懸念されている。現時点でこれらの法案は議会を通過していないが、すべての会話を監視しているとするカンボジア当局の警告に対し、カンボジア市民は恐怖と危機感を拭えずにいる。

11. 宗教の自由 （未調査）

12. 国籍、民族および人種 （未調査）

13. 出入国および移動の自由 （未調査）

14. 国籍／市民権（パスポートを所持していない者の）

ア 米国国務省「[人権状況報告 2019 年 - カンボジア](#)」（2020 年 1 月 14 日）

G. 無国籍者

カンボジア国内には、事実上の無国籍者である人々が常態的に滞在してきた。無国籍者の総数や人口統計に関する最新で信憑性のあるデータは存在しないが、UNHCR によればその多くはベトナム系住民である。政府は無国籍者に対し条件付きで国籍を付与する法を効果的には施行してこなかった。（「第 6 節 子ども」を参照）個人が無国籍となる理由で最も多いものは、出身国から正式な書類を受け取ることができていないことであった。地元メディアは 8 月 21 日、無国籍者に対しカンボジア国籍を付与するよう求めたベトナム政府の要請をカンボジア政府が却下したと報道した。

ある NGO 団体によれば、自身の国籍を証明できない者はたびたび正規雇用、教育、入籍、裁判や土地所有権にアクセスできなかった。